

# 国民年金だより

## 過去5年分まで国民年金保険料が納められます！

後納制度とは、時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分までを納めることができる制度です。

後納制度を利用することで年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。詳しい内容は、下記の専用ダイヤル又は最寄りの年金事務所に問い合わせください。

### ◆問い合わせ先

①国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050

受付時間 月曜日 午前8時30分～午後7時

火曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

②最寄りの年金事務所

後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

・保険料を納付することにより、年金を受けるために必要な資格を得られる可能性があること

・保険料を納付することにより、将来受け取る年金額が増額すること

＜1カ月分の後納保険料を納付することにより、増額する老齢基礎年金の目安＞

**780,000円（平成28年4月時点の満額の年金額）** ≒年額で1,625円増額

480カ月（40年×12カ月）



## 全国の年金事務所で

# 年金の予約相談

を実施しています



ご予約いただくと…

- ①ご都合に合わせて、スムーズに相談できます。
- ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ丁寧に対応します。

予約の申し込みは「ねんきんダイヤル」へ

☎0570-05-1165

○予約相談の実施は、平日（月～金）の午前8時30分から午後4時までです。

○予約相談は、1カ月前から希望日の前日まで受付しています。

○予約時は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0897 / 住民生活課 ☎341-8512

## 12月は「村税滞納整理強化月間」～納期限内納付のご協力をお願いします～

村税は私たちが安心して健康に暮らすために、福祉や保険といった社会保障、ごみ処理、教育、道路整備などのさまざまな事業を行う非常に大切な財源です。村税などの納期が過ぎても未納の人は早めに納付してください。

村では、毎年増加傾向にある村税滞納額の縮小と収納率の向上を目指し、12月を「村税滞納整理強化月間」として、税収確保に努めます。

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより村税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

村税などの納期限が過ぎても未納の人には、督促状や電話・文書などで催告をしていますが、納税相談がなく未納の人には村職員がその人のお宅を訪問し、納税の催告を行います。

村税などの滞納が続くと納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ延滞金が加算されます。また、大多数の人が納期限内に納付されている中で、再三納付の催告をしているにも関わらず滞納を続ける人には、税負担の公平性や村民としての負担の義務を果たしていただくため、財産の差押などの滞納処分を執行します。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

## 仙台北税務署からのお知らせ 問い合わせ先 仙台北税務署 ☎222-8121

### 平成28年分 収支内訳書の作成等説明会の開催について

白色申告者の方を対象とした所得税の決算及び収支内訳書作成時の留意点について説明会を開催します。ご都合のよい会場へお出かけください。

区分	月 日	時 間	会 場
事業所得	12月13日（火）	午前10時～正午	太白区文化センター 楽楽ホール
	12月14日（水）	午後1時30分～3時30分	イズミティ21 小ホール
	12月19日（月）	午前10時～正午	宮城野区文化センター シアターホール
不動産所得	12月13日（火）	午後1時30分～3時30分	太白区文化センター 楽楽ホール
	12月14日（水）	午前10時～正午	イズミティ21 小ホール
	12月19日（月）	午後1時30分～3時30分	宮城野区文化センター シアターホール

※ご来場の際は公共の交通機関をご利用ください。

### 確定申告に関するお知らせ

○確定申告書の作成に当たっては、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと大変便利です。当ホームページでは、電子申告による申告書の提出のほか、申告書を書面で作成<sup>(※)</sup>し、そのまま郵送等により税務署窓口へ提出することができます。

※公的個人認証等の電子証明が不要ですので、パソコンがあれば、すぐに申告書を作成できます。

○平成28年分の所得税等確定申告においては、申告書作成会場を平成29年2月16日（木）から開設します。

○申告書作成会場は大変混雑し、1時間半から2時間程度お待ちいただきますので、ぜひともご自宅等で国税庁ホームページをご利用いただき、申告書の作成をお願いします。

### 参加してみませんか？ 国税庁の公売



公売とは、国税局又は税務署が差し押さえた財産を滞納国税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り売却することをいいます。

原則としてどなたでも公売への参加が可能です。

土地・建物といった不動産のみならず、宝飾品や美術品、家電製品、自動車など様々な種類の財産を公売しています。

各国税局・税務署の公売会場まで足を運んでいただき、入札書をご提出いただく方法のほか、公売会場まで出向かなくても自宅のパソコンやスマートフォンなどで入札する「インターネット公売」に参加する方法があります。

詳しくは公売情報ホームページをご覧ください。(http://www.koubai.nta.go.jp/)